

## 青森県教育委員会第315回臨時会会議録

1 期 日 平成30年10月24日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時5分

4 場 所 教育庁教育委員会室

### 5 議事目録

- 議案第1号 平成31年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針案について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 平成31年度県費負担教職員人事異動方針案について・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 平成31年度県立学校職員人事異動方針案について・・・・・・・・原案決定
- 議案第4号 平成31年度青森県立高等学校及び青森県立中学校入学者募集人員について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第5号 平成31年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集人員について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 青森県特別支援教育推進ビジョン（案）について

### 6 出席者等

- ・出席者の氏名  
和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名  
なし
- ・説明のために出席した者の職  
田村教育次長、児玉参事・教育政策課長、佐藤職員福利課長、長内学校教育課長、赤尾教職員課長、高橋学校施設課長、相坂スポーツ健康課長、増田文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員  
豊川委員、野澤委員
- ・書記  
小関英規、藤田真希也

### 7 議 事

議案第1号 平成31年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針案について

（佐藤職員福利課長）

青森県教育委員会事務局及び学校を除く教育機関の職員の人事異動の実施に当たっては、教育行政を適正かつ積極的に推進するため、職員の志気高揚を図ることはもとより、組織が活力あるものとして有効に機能しうるよう、4つの基本方針と5つの実施方針により行うものとしている。

平成31年度の人事異動方針については、引き続き、職員の適正配置と人事の刷新を図るという観点で実施することとし、今年度の人事異動方針と同様とするものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

## 議案第2号 平成31年度県費負担教職員人事異動方針案について

(赤尾教職員課長)

平成31年度県費負担教職員人事異動方針については、市町村教育委員会連絡協議会教育長会等から意見を聴取し、検討した結果、2の実施方針の(10)の記述を改めるものである。

平成30年度までの人事異動方針では「特別支援学級担当者については特に意を用い、有能かつ適格な者を適正に配置するように努める。」となっていた。この中で「有能かつ適格な者」については、具体的には「特別支援学校教諭免許状所持者や特別支援学級の経験者」として運用していたが、今回この部分を「特別支援教育の専門性を有する教員」として、その内容をイメージしやすい、より実務に近い表現に改めるものである。

なお、この部分以外については、平成30年度の人事異動方針と同様とするものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

## 議案第3号 平成31年度県立学校職員人事異動方針案について

(赤尾教職員課長)

平成31年度県立学校職員人事異動方針については、青森県高等学校長協会から意見を聴取し、検討した結果、平成30年度の方針と同様とするものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

## 議案第4号 平成31年度青森県立高等学校及び青森県立中学校入学者募集人員について

(古川高等学校教育改革推進室長)

参考資料2ページを御覧いただきたい。まず、「1 中学校卒業者数及び高等学校進学者数等の見込み」についてであるが、平成31年3月の中学校卒業者数は、本年3月の実績に比べて580人減の11,250人と見込まれる。

次に、高等学校進学率を、これまでの実績を踏まえ98.2%と見込んだ上で、県外への転出や県内への転入等を勘案した結果、平成31年度の県内高等学校進学者数は、10,959人と見込まれ、このうち、県立全日制高等学校入学者数は、7,880人と見込まれる。

このことを踏まえ、平成31年度の募集人員については、今年度から345人減の8,320人とする。また、募集学級数は、9学級減の217学級とする。

3ページを御覧いただきたい。全日制の課程の具体的な「地区別募集人員」について御

説明する。

東青地区では、青森東高校、青森北高校、青森商業高校をそれぞれ1学級40人の減とするとともに、青森東高校平内校舎を募集停止し、地区全体で4学級160人の減とする。

西北地区では、金木高校を70人募集の2学級から40人募集の1学級とし、1学級30人の減とする。

中南地区では、弘前工業高校インテリア科を募集停止し、1学級35人の減とする。

上北地区では、三沢高校の英語科を普通科に改編し、英語科を募集停止、普通科を1学級増とする。また、七戸高校、百石高校をそれぞれ1学級40人の減とし、地区全体で2学級80人の減とする。

下北地区では、田名部高校について、上北地区の三沢高校と同様に英語科を普通科に改編し、英語科を募集停止、普通科を1学級増とする。併せて、生徒の興味・関心や進路志望の多様化等に対応するため、単位制を導入する。また、大湊高校川内校舎を募集停止し、1学級40人の減とする。

三八地区では、募集人員及び学級数の増減はない。

なお、これまで説明した学科変更や高校の募集停止については、本年6月の教育委員会会議において、既に決定済みとなっている。

定時制の課程は600人、通信制の課程は500人、八戸水産高校専攻科は20人、三本木高校附属中学校は80人と、いずれも前年度と同数とする。

4ページを御覧いただきたい。

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき、中学生が見通しを持って進路選択できるよう、募集人員については、翌々年度分の見込みも公表することとしているので、平成32年度の募集人員の見込みについて参考として御説明する。

平成32年3月の中学校卒業生数は、平成31年3月から更に482人減少し、10,768人と見込まれる。このことを踏まえ、資料には、現段階で見込んでいる平成32年度の募集人員の増減を記載している。なお、平成32年度における募集人員については、来年度の学校基本調査のデータ等を踏まえ決定する予定であり、中学校卒業予定者数の変動等により変更が生じる可能性がある。

それでは、地区別に御説明する。

中南地区では、黒石高校と黒石商業高校を統合の上、5学級規模の中南地区統合校を新設し、地区全体で3学級120人の減とする。

上北地区では、十和田工業高校電子機械科を募集停止し、1学級35人の減とする。

下北地区では、大湊高校を1学級減、むつ工業高校電子科を募集停止し、地区全体で2学級75人の減とする。

三八地区では、第1期実施計画で募集停止予定としていた五戸高校を募集停止することとし、それに伴い八戸西高校を1学級増とする。また、名久井農業高校の園芸科学科を募集停止し、地区全体で2学級65人の減とする。

5ページを御覧いただきたい。

第1期実施計画における地域校の規模・配置については、基本方針に定める基準等により入学者数に基づいて対応することとしているので、地域校の入学状況等についてお知らせする。

まず、1学級規模の地域校については、2年間継続して入学者数が20人未満となった場合、募集停止等に向けて、所在市町村等と協議することとしているが、今年度については、青森北高校今別校舎、中里高校、田子高校の入学者数が20人未満となっている。

このため、※にあるように、この3校については、来年度の入学者数が20人未満となった場合、平成32年度募集停止に向け、所在市町村等と協議して参りたい。

また、2学級規模の地域校については、2年間継続して入学者数が40人以下となった場合、原則として1学級規模とすることとしているが、今年度の入学者数はいずれの対象校も40人を超えている状況である。

(野澤委員)

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき、学級や定員等の減が進んでいる状況ではあるが、引き続き魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

### 議案第5号 平成31年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集人員について

(長内学校教育課長)

参考資料の6ページを御覧いただきたい。

はじめに、平成31年度の県立特別支援学校高等部入学者募集人員は、全体で54学級302人の募集となり、平成30年度と比較して、2学級11人の減となるものである。

増減の内訳であるが、(3)の知的障害を対象とする高等部については、七戸養護学校において普通学級1学級8人の増、訪問学級1学級3人の増、八戸高等支援学校において普通学級2学級16人の減となるものである。

また、(4)の肢体不自由を対象とする高等部については、青森第一高等養護学校及び八戸第一養護学校においてそれぞれ重複学級1学級3人の減となるものである。

次に、県立特別支援学校専攻科入学者募集人員についてであるが、県立盲学校には、高等部のほか専攻科として、修業年限3年の理療科を設置し、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師及びきゅう師の資格取得に向けた、実習及び専門科目の教育を実施している。

この専攻科に係る平成31年度の募集人員は、平成30年度と同数の8人とするものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

### その他 青森県特別支援教育推進ビジョン(案)について

(長内学校教育課長)

資料13ページを御覧いただきたい。

これまで、平成22年度に「青森県立特別支援学校教育推進プラン」を策定し、平成23年度から25年度を前期実施計画期間、平成26年度から28年度を後期実施計画期間と定め、複数の障害種別に対応した教育の充実や学校規模が大きい特別支援学校における学習環境の充実等に向けて、4つの基本方針の下、具体的な取組を進めてきた。その結果、七戸養護学校、むつ養護学校及び森田養護学校において知的障害教育部門に加え、肢体不

自由教育部門を整備したほか、青森若葉養護学校高等部の設置、産業科と普通科を設置した八戸高等支援学校の開校、「そだちとまなびの支援センター」等の設置による障害のある幼児児童生徒の支援の拡充等につながっている。この間、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの構築を図る上で、合理的配慮や基礎的環境整備の提供とともに、共生社会の形成に向けた法整備等が進んでいる。さらには、学校と地域の連携・協働によるコミュニティ・スクールの推進のほか、幼稚園教育要領、小学校、中学校及び高等学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領がそれぞれ改訂され、合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用が明記されるなど、特別支援教育を取り巻く社会状況や多様化する教育課題等への対応が求められている。これらを踏まえ、本県の現状と課題を整理し、特別支援教育の更なる充実・発展に向けた今後10年の道筋を示す「青森県特別支援教育推進ビジョン」を策定することとし、「学びをつなぐ」「学びを深める」「学びを生かす」の3つのキーワードの下に5つの基本方針を設定し、関係団体等からの意見も取り入れながら、検討を進めてきた。

続きまして、別冊として配付している青森県特別支援教育推進ビジョン（案）を御覧いただきたい。

本ビジョンは、「近年の特別支援教育に関する動向」、「本県特別支援教育の現状と課題」、「基本方針」の3章に加え、附録として前プランの取組状況を付して構成している。

1及び2ページは、「近年の特別支援教育に関する動向」である。ここでは、「障害者の権利に関する条約」に係る法整備等のほか、地域との連携によるコミュニティ・スクールの推進、特別支援学校新学習指導要領の基本的な考え方及び教育内容等の主な改善事項を示している。

3ページから11ページまでは、「本県特別支援教育の現状と課題」である。ここでは、特別支援学校新学習指導要領において、教育内容等の主な改善事項として示された3つの視点である「学びの連続性を重視した対応」、「一人一人に応じた指導の充実」、「自立と社会参加に向けた教育の充実」に対し、本県独自のキーワード「学びをつなぐ」、「学びを深める」、「学びを生かす」を設定し、本県特別支援教育の現状と課題を整理している。

12ページを御覧いただきたい。

12ページから14ページは、「基本方針」である。Ⅱの現状と課題を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、先ほどの3つのキーワードの下に5つの基本方針を示している。

まず、基本方針の1は、「特別支援学校のセンター的機能の充実・強化」である。インクルーシブ教育システムを構築するためには、連続性のある多様な学びの場における特別支援教育の一層の充実を図ることが不可欠である。そのために、特別支援学校は、特別支援教育のセンター的機能を一層発揮することが求められており、特別支援教育巡回相談の充実や特別支援学校の教育相談の充実・強化、特別支援学校が事務局となっている「地区特別支援連携協議会」を中心とした教育相談体制の充実・強化、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実を図っていく。

基本方針の2は、「教職員の専門性の維持・向上」である。特別な教育的ニーズのある全ての幼児児童生徒に対する効果的な教育実践のために、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上や特別支援教育に係る研修の充実を図るとともに、小・中学校等と特別支援学校間の指導の専門性を共有し、教職員同士が学び合いの中で実践力を高めていけるような機会の設定について検討を進めていく。

基本方針の3は、「特別支援学校の学習環境の充実」である。特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が学習を通して主体性を身に付け、社会的自立を目指すためには、効果的な

教育環境の整備・充実も必要である。そのために、特別支援学校の今後の在り方及び特別支援学校の基礎的環境整備の充実について検討していく。

基本方針の4は、「キャリア教育・職業教育の充実」である。特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が、生涯にわたって自立し、社会参加していくことを目指し、企業等への就労支援を推進していくために、特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実、特別支援学校と小・中学校等との連携によるキャリア教育の充実を図っていく。

基本方針の5は、「特別支援学校と地域等との連携推進」である。特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が、地域の方々と活動を共にし、地域の一員として主体的に社会参加できるよう、地域に開かれた特色ある学校づくり、交流及び共同学習の更なる充実、生涯を通じた学び、スポーツ・文化活動の推進を図っていく。

最後に資料14ページにお戻りいただきたい。

3の今後のスケジュールについて御説明する。

パブリック・コメントは、明日10月25日から12月3日まで40日間行いながら、その期間中に県内6地区において地区説明会を行う。この地区説明会及びパブリック・コメントでいただいた意見等を踏まえて修正を行い、改めて定例会の議案としてお諮りすることとしている。

(野澤委員)

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）については、課題など具体的に記載しており非常によくまとまっていると感じている。

課題なども多いことから、それを担っていく学校の職員は大変であると思うが、地域の方々と協働しながら取り組んでいただきたい。

(豊川委員)

障害のある人とない人がお互いを認め合うような機会を作り、取組を推進していければよい。

(中沢委員)

高等学校に在籍している特別な教育的ニーズのある生徒への支援について、もう少し充実するべきと考える。

(教育長)

今年度から高等学校の通級による指導を開始したところである。高等学校に在籍している特別な教育的ニーズのある生徒への教育環境及び教育内容の充実については、教育委員会全体で今後も検討していくこととなる。

(杉澤委員)

森田養護学校へ訪問する機会があるが、その際に特別支援学校の環境整備の充実に取り組んでいただいております。感謝しているとの声が保護者から届いている。

また、現在、森田養護学校で取り組んでいる学校運営協議会の内容について検証し、取組を推進していただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、青森県特別支援教育推進ビジョン（案）については、青森県教育委員会として了解した。